

教職員互助会からのお知らせ

もう提出しましたか？～カフェテリアプラン請求書の受付期間です～

互助会では、令和7年度から新規事業として「カフェテリアプラン」を実施しています。

「カフェテリアプラン」とは、令和7年4月から9月までの6か月間、継続した加入期間がある会員が、「カフェテリアプラン」メニュー一覧表のメニューから自由に選んで実施し支払った経費について、一人当たり7,000円を限度に補助するものです。(メニューごとに7,000円ではありません。)

請求書の受付期間は、令和7年10月1日(水)から令和8年3月31日(火)までとなっており、令和7年12月25日(木)までに提出した場合、令和8年1月22日(木)の送金になりますが、それ以降に提出した場合は、令和8年4月下旬の送金になりますので、**できるだけ12月25日までに提出**くださるようお願いします。

請求書を提出する際は、必ず下記の事項を確認してください。



請求書提出時に確認していただきたい事項

- ① ご自分が、補助対象(4月から9月までの6か月間、継続した加入期間がある)会員であることを確認してください。

補助対象会員かどうかは、各所属所あてに送付した「補助対象者一覧」で確認できます。

【令和7年9月16日付け青教互第46号参照】

一覧にお名前がない場合は、「互助会に加入していない」又は「4月から9月までの6か月間継続した加入期間がない」ため請求できません。

- ② 領収書等(写し可)の添付を忘れないでください。

添付する領収書等には、①～⑤(必須)が明記されていることを確認してください。

①あて名(フルネーム) ②領収金額 ③領収年月日

④利用・購入した施設名又は品名等

⑤領収した事業者名

1つでも項目が不足している場合は、「カフェテリアプラン」Q&AのQ8～Q12を参照し、余白に記入するなど

して、是正してください。

領収書等のあて名は、**フルネーム**でお願いします。

納品書、請求書、商品発注票、商品受注票など、代金の支払いが確認できないものは、証拠書類として使用できません。

商品券、ギフト券、旅行券、図書カードなどの金券及びポイントでの購入費は「補助対象外経費」です。また、ふるさと納税返礼品のクーポン等での購入費も「補助対象外経費」ですので、ご注意ください。

不備の場合は、返送する場合がありますので、ご了承ください。

- ③ 料金は支払済だが、公演中止やキャンセル、運休等による返金が考えられるメニューを選択した場合は、年度をまたぐ場合を除き、できるだけ**実施後に請求書を提出**してください。

(例)コンサート、ホテル宿泊、JR乗車券など

請求書は、持参、郵送、メールでの提出のほか、**電子申請が可能**になりました。電子申請の場合は、下記のURL又は二次元バーコードから請求フォームを表示のうえ、必要事項を入力してください。

「補助対象者一覧」に記載の会員番号と一致していないと入力できませんので、ご注意ください。会員番号が「0」から始まる場合は、頭に「0」を入力する必要はありません。

URL : <https://e8b7235d.form.kintoneapp.com/public/aomori-gojokai>

※持参、郵送、メールによりすでに提出済みの場合、再度電子申請により申請する必要はありません。

メールにより提出する場合は、件名の頭に5桁の学校番号を入力してください。(学校番号は、互助会ホームページに掲載)

【互助会から受付メールの返信はしないため、各自で送信済みであることをご確認ください。】

ファックスによる提出は、ファックスを課内で共用していること、また、未送信の可能性があることから推奨しません。



「カフェテリアプラン」のパンフレット、請求書、メニュー一覧表及びQ&Aは、互助会ホームページにも掲載しています。



青森県教職員互助会 017-734-9914